

平成 28 年度第 2 回東浦町総合教育会議録

開 催 日 平成 29 年 2 月 14 日 (火)

場 所 東浦町役場 南会議室 2

出席構成員の氏名

町 長	神 谷 明 彦	教 育 委 員 長	野 田 雅 代
教育委員長職務代理者	小 林 久 枝	教 育 委 員	久 米 賢 治
教 育 委 員	水 野 善 久	教 育 長	恒 川 渉

出席職員の氏名

企画政策部長	教 育 部 長	企画政策課長	学校教育課長
生涯学習課長	図 書 館 長	ス ポ ー ツ 課 長	学校給食センター所長
主幹兼指導主事	統括課長補佐兼指導主事	学校教育課長補佐兼係長	学校教育係長
学校教育課主事			

傍聴者 1 名

会 議

開 会 午前 9 時 00 分

(教 育 部 長) 出席構成員 6 名を確認し、会議の成立を確認

1 あいさつ

(町 長) 議題は「東浦町いじめ防止基本方針」についてです。いじめ防止に対する委員会の設置や条例を制定することについて話し合っていきます。皆さんからの意見をいただいて、より良いものにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

(教育委員長) 「東浦町いじめ防止基本方針」の制定が子供達の救いになればと思います。よろしくお願いします。

2 議題

(1) (案) 東浦町いじめ防止基本方針について

(町 長) 議題 1 の説明を求めます。

(学校教育課長) 議題 1 「(案) 東浦町いじめ防止基本方針について」を説明。

(町 長) 質疑を求めます。

- (教 育 委 員) 資料 1 の 2 ページ第 3 の 1 にあった「という子供がいじめを行うことのないよう」という文言を削除したのは、どういった理由からですか。
- (事 務 局) 子どもと親の相談員から、この部分のみが具体的すぎるとの意見がありましたので削除しました。その後続く文言で十分に理解できるという点が理由となります。
- (教 育 委 員) 資料 1 の 4 ページ第 4 の 5 にある専門機関と連携とは、どのようなものを指しますか。また有害情報等を監視する取り組みとは、具体的にどのようなものになりますか。
- (事 務 局) 専門機関に関しては、警察と各学校の生徒指導部と教育委員会との連携が中心となります。
- (事 務 局) 有害情報を監視する取り組みとしては、センターサーバ化を行ったことや I C T を進めていく中で、情報関連の企業とフィルター管理を綿密に行うことで、教育上不必要な情報を与えないようにする取り組みを行っています。
- (教 育 委 員) 学校内での有害情報の監視とのことですが、学校外での有害情報の監視は可能ですか。
- (事 務 局) 学校外の監視は難しいです。有害情報に触れないよう啓発することは可能ですが、監視できる範囲は学校内のみとなります。
- (教 育 委 員 長) パブリックコメントに関しては、何名の方から意見がありましたか。
- (事 務 局) 4 名の方から 15 件の意見がありました。
- (町 長) パブリックコメントは、元々たくさん意見が寄せられるものではありません。意見が 0 件の場合も少なくありません。
- (教 育 委 員) パブリックコメントにもありましたが、3 つの委員会の活動内容の違いが一般の方には分りづらいように感じます。
- (教 育 長) 重大事態へ至る前段階の部分がフロー図に記載されていないので、その部分を追記することで解消されると思います。
- (教 育 委 員) 東浦町いじめ防止基本方針について保護者への周知方法としては、何を考えていますか。
- (事 務 局) 東浦町いじめ防止基本方針の周知方法としましては、各学校、東浦町ホームページ、中央図書館を利用する予定です。
- (教 育 長) 家庭に対しての働きかけが重要視されていますので、入学式などの際に保護者への周知も行いたいと考えています。
- (町 長) 他に質疑を求めます。
- 《質疑なし》
- (町 長) 本議題については、一部文言削除並びに重大事態へ至る前段階

のフロー図をつけることとし、内容につきましては、提案のとおりとします。

(2) 東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について

(町 長) 議題2の説明を求めます。

(学校教育課長) 議題2「東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について」を説明。

(町 長) 質疑を求めます。

(教育委員長) 委員の選任についてですが、こういった方を選任するのは既に決まっていますか。

(事 務 局) 計5名が決まっています。いじめ問題対策委員会では、弁護士会半田支部から1名、臨床心理士を1名、警察官のOBを1名、愛知県児童相談所から1名、人権擁護委員から1名の計5名を予定しています。

(教 育 委 員) いじめ問題対策委員の方が実際に行う業務としては、どのようなものがありますか。また、いじめ問題対策委員といじめ問題調査委員の兼務はありますか。

(事 務 局) 重大事態が発生した際に、教育委員会が調査の必要性を認めた場合に、いじめ問題対策委員となる先程申し上げた5名の方々へ事前に委嘱することで迅速に対応します。また、調査の結果で事態への対処又は発生の防止のため再調査が必要と認めるときは、いじめ問題対策委員とは異なる方を町長の附属機関として、いじめ問題調査委員を町長が選任します。したがって、明記されていないですが、いじめ問題対策委員といじめ問題調査委員の兼務はありません。

(教 育 委 員) プライバシーの問題も関わってくると思いますが、いじめ問題調査委員の権限はどの程度ありますか。

(事 務 局) 捜査権はありませんが、個人情報を取り扱うことはあります。

(町 長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

(町 長) 本議題については、提案のとおりとします。

閉 会 午前10時25分

会議録作成者 教育委員会事務局